

全 日 本 実 業 団 剣 道 連 盟 規 約

第一章 総 則

第四章

(会議の区分)

第一条 本連盟の会議は会員総会及び理事会とする。

(会員総会)

第二条 本連盟は、剣道を通じて産業人の人格と、体位の向上、及び相互の親睦を計り、もつてわが国の産業振興に寄与することを目的とする。

(会員総会の権限)

第三条 本連盟の所在地は、東京都千代田区有楽町一丁目九番地第一生命館内とする。

(会員総会の権限)

第四条 本連盟はその目的達成のため左の事業を行う。

(会員総会の権限)

1 全日本実業団剣道大会

(会員総会の権限)

2 地域別実業団剣道連盟

(会員総会の権限)

3 その他必要と認めた事項

(会員総会の権限)

4 本連盟の会員は、企業又は企業の事業所等とする。

(会員総会の権限)

5 本連盟規約の改廃を議決すること。

(会員総会の権限)

6 会費その他の負担を決定すること。

(会員総会の権限)

7 会務の報告をうけること。

(会員総会の権限)

8 会員の承認を得ることを要する。

(会員総会の権限)

9 会員は会員総会に出席して、議事に参加することがで

(会員総会の権限)

10 きる。

(会員総会の権限)

11 本連盟の役員をおき名譽職とする。

(会員総会の権限)

12 会長 一名 副会長 若干名

(会員総会の権限)

13 顧問 若干名 参与 若干名

(会員総会の権限)

14 理事長 一名 理事 若干名

(会員総会の権限)

15 監事 若干名 幹事 若干名

(会員総会の権限)

16 (会長、副会長) 会長は本連盟を統理する。

(会員総会の権限)

17 第一〇条 会長は本連盟を補佐し、会長事故あるときはその職務

(会員総会の権限)

18 (顧問、参与) 会長、副会長は理事会で推举する。

(会員総会の権限)

19 第二条 顧問は本連盟の最高諮問機関とし、参与は重要事項につき会長の諮問に応ずる。

(会員総会の権限)

20 顧問、参与は理事会の推举により、会長これを委嘱する。

(会員総会の権限)

21 (理事長) 理事長は会務一般を主宰する。

(会員総会の権限)

22 (理事) 理事は理事会を組織し会務を遂行する。

(会員総会の権限)

23 (監事) 理事は会員総会において選出する。

(会員総会の権限)

24 第十五条 監事は本連盟の経理を監査する。

(会員総会の権限)

25 (任期) 各役員の任期は次回の定期会員総会までとする。但し再任をさまたげない。

26 第十六条 各役員の任期は前任者の残任期間とする。

以上